平成２４年（フ）第８１９号
堺市中区大野芝町307番地　エクセル大野芝208号
債務者　西野　久美
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第４２０号
神奈川県平塚市幸町６番18号
債務者　津田　勝啓
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第３０７号
新潟市中央区山二ツ４丁目19番24号　ハヤツ１
債務者　小野里栄一
1　決定年月日時　平成24年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第９６号
愛知県犬山市松本町３丁目83番地　グレイス小杉102
債務者　村上　正子
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第２０４号
香川県高松市香西本町232番地１　北棟東
債務者　田添佐和子こと　小原佐和子（屋号居酒屋よろこび）
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第２１７号
香川県高松市寺井町1328番地　県住７―103
債務者　青木　　淳（旧姓高畑・氏家）
1　決定年月日時　平成24年８月９日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第１６号
岩手県上閉伊郡大槌町小鎚第23地割84番地１大槌町小鎚第14仮設団地２―２号、住民票上の住所岩手県上閉伊郡大槌町末広町８番10号
債務者　及川五十二
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月８日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２４年（フ）第４１４号
仙台市太白区茂庭台４丁目３番５―106号
債務者　岡崎　春美
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１４９号
秋田市御所野元町４丁目９番１号クラージュ103号
債務者　佐々木勝美
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１７５号
秋田市手形休下町10番27号
債務者　中山　　寛
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１８４号
秋田県潟上市天王字上江川47番地1707
債務者　柏崎眞壽子
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１９０号
秋田市大町１丁目５番37号
債務者　土橋　悦子
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１９８号
茨城県水戸市千波町2448番地　トワメゾン水戸Ａ棟206号
債務者　吉田　健二
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第２９０号
茨城県水戸市東前町1173番地　アヴェーレ103号
債務者　川上　祐子（旧姓出津）
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第２９８号
茨城県水戸市西原２丁目５番32―301号　メゾン・ド・エスポワール、前住所茨城県水戸市袴塚３丁目２番21号
債務者　仲田　利夫
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第１２３号
長野県上高井郡小布施町大字福原169番地３
債務者　酒井　盛雄
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１５２８号
名古屋市天白区一つ山３丁目24番地　一つ山荘西Ｔ―９棟406号
債務者　増元小百合
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部